

鈴鹿市選挙管理委員会告示第41号

令和7年9月7日執行の三重県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、期日前投票所の開閉時間を下記のとおり変更する。

令和7年8月21日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

1 白子地区市民センター2階 会議室

（1） 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで

（2） 開閉時間 午前8時30分から午後7時まで

2 鈴鹿ハンターショッピングセンター 1階 サブコート隣特設会場

（1） 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで

（2） 開閉時間 午前10時から午後7時まで（設置期間における土曜日及び日曜日は午前9時から午後7時まで）

3 イオンモール鈴鹿 2階イオンホール会場

（1） 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月1日まで

（2） 開閉時間 午前10時から午後7時まで

4 鈴峰公民館 ホール会場

（1） 設置期間 令和7年9月4日から令和7年9月6日まで

（2） 開閉時間 午前9時から午後7時まで